

かがわ安心飲食店認証制度

飲食店における感染拡大防止を図るため、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する制度です。飲食店の皆様には、本制度の趣旨をご理解いただき、積極的に活用していただくようお願いします。

- 飲食店等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ、認証します。
- 認証施設には、認証ステッカーを交付し、Webサイトで公開します。
- 認証取得に要した経費を補助する制度も設けています。

対象事業者

香川県内において、**食品衛生法**（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得た店舗を有し、**飲食店**又は**喫茶店**の営業を行う**法人**又は**個人事業主**

※宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等は対象外になります。

認証までの流れ

【1 申請】

郵送または電子申請（7月上旬頃 Web サイト開設予定）で申請してください。

【2 現地確認】

調査員2名が店舗で認証基準に適合しているかを確認します。

※現地確認の際は、事前連絡の上、訪問します。

【3 認証】

認証基準に適合していることが確認できたら、後日認証ステッカーを送付します。

認証基準

認証基準のポイントは裏面を参照してください。

認証を受けると

安心してご利用できるお店であることをアピールできます。

- ・認証ステッカーを交付します。
- ・Webサイトで認証店のリストや地図表示により公開します（7月上旬頃）。
- ・その他、認証取得のメリットを検討しています。

申請受付開始

令和3年6月14日から認証申請、問合せ等の受付を開始します。

【かがわ安心飲食店認証事務局（コールセンター）】
高松市寿町2-4-20 高松センタービル3階
TEL：087-822-7111

香川飲食店感染防止対策認証制度

認証基準のポイント

1 (1) 来店者の感染症予防 (7項目)

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請し、咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。等

1 (2) 食事・店内利用 (13項目)

- ・同一グループが使用するテーブルと他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離を1m以上確保するか、アクリル板(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)、で遮蔽する。
- ・テーブル内の配置について、真正面での着座配置をせず、座席の間隔を1m以上確保するか、テーブル上にアクリル板等を設置(正面及び隣席との間)して遮蔽する。等

2 従業員の感染症予防 (6項目)

- ・業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。等

3 施設・設備の衛生管理の徹底 (5項目)

- ・換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保し、必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保する。または、窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行う。等

4 チェックリストの作成・公表 (1項目)

- ・施設のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の開け方などを定めたチェックリストを作成し、チェックリストによる毎日の確認について公表する。

5 感染者発生に備えた対処方針 (2項目)

- ・従業員の感染が判明した場合又は感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の指示等に誠実かつ積極的に協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。等

下記の業態は、業種別ガイドラインを参考にして、下記の基準を加えて確認します。

接待を伴う飲食店：入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらう。

店舗内が密にならないように、店舗定員の入店の制限を行う。等

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店：家族等の利用者毎に連絡先の名簿記載を要請。

カラオケ時はマスクの着用を要請し、対人距離を2m以上確保できるよう対策を講じる。等